

## Q 上司からパワハラを受けました

職場で上司から毎日のように「給料泥棒」とどなられ、殴られてけがをしました。上司や会社に対し、何か請求できないでしょうか。また、パワーハラスメントに関する法律が施行されたと聞きましたが、会社や労働者にとって、どのような影響があるのでしょうか。

**法律  
相談室**

職場でのパワーハラスメント防止策を企業に義務付ける改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が2020年6月に施行されました。パワハラは、優越的な関係を背景に業務上必要・相当な範囲を超えた言動をすることにより、労働者の就業環境が害されるものをいいます。

職場でのパワーハラスメント防止策を企業に義務付ける改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が2020年6月に施行されました。パワハラは、優越的な関係を背景に業務上必要・相当な範囲を超えた言動をすることにより、労働者の就業環境が害されるものをいいます。

職場でのパワーハラスメント防止策を企業に義務付ける改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が2020年6月に施行されました。パワハラは、優越的な関係を背景に業務上必要・相当な範囲を超えた言動をすることにより、労働者の就業環境が害されるものをいいます。

# 損害賠償請求 刑事責任も

パワハラの代表例として、①身体的な攻撃（暴行・傷害）②精神的な攻撃（脅迫・暴言）③人間関係からの切り離し（仲間外し・無視）④過大な要求（業務上明らかに遂行不可能なことを強制）⑤過小な要求（仕事を与えない）⑥プライバシーへの過度な干渉——が挙げられます。上司から毎日のように「給料泥棒」とどなられることは精神的な攻撃、殴られてけがをしたことは身体的な攻撃と言えます。そのため、上司に対しては、身体的・精神的な損害を受けたとして、損害賠償を請求することができ、民事上の責任以外に、刑事上の責任を問うことも考えられます。会社に対しては、使用者責任や職場環境配慮義務、安全配慮義務違反を理由として、債務不履行責任を問うことが考えられます。労働者が深刻な被害を受けた場合、労災となる可能性があります。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。